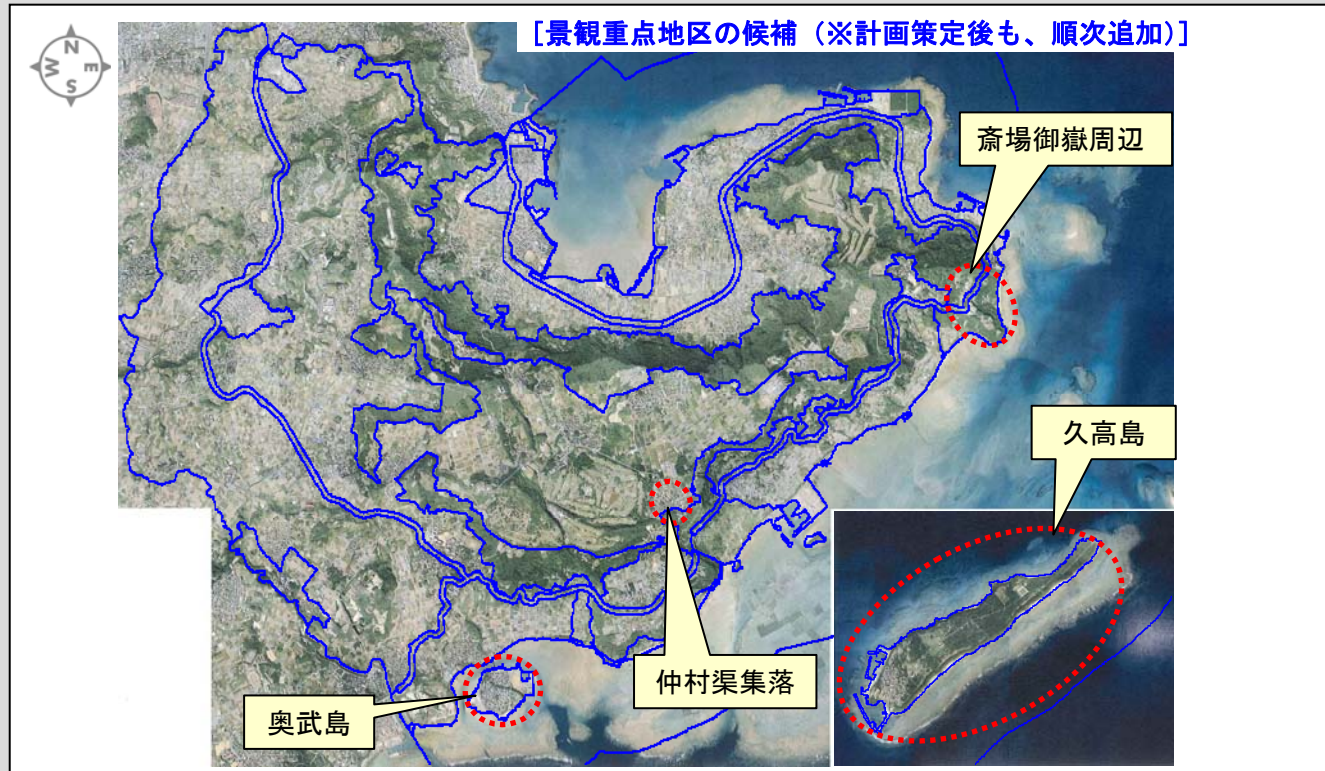


3. 南城市景観まちづくり計画(素案)の検討状況 ※前ページの続き



★重点的に景観形成を図る地区を明確化

特に良好な景観形成が必要な地区については、「景観重点地区」として設定します。景観重点地区では、規模を問わずすべての建築行為について届出を義務づける予定です。また、景観形成基準の中身についても、今後（計画策定後）、よりきめ細やかなものとすることを検討します。



景観を大切にしたまちづくりに取り組んでいます！

南城市は、山（ハンタ）の緑や、イノーが広がる珊瑚礁の海など、沖縄らしい自然環境に恵まれています。また、斎場御嶽をはじめ、沖縄の長い歴史・文化をあらわし、世界にも誇れるような遺産が数多くあります。

これらによる美しく独特な景観（風景・街並み）は、南城市の大切な財産であり、積極的に守り、育て、未来に継承していく必要があります。



4. 南城市景観まちづくり計画の策定スケジュール



★平成23年度末(2012年3月末)の策定を予定

平成 23 年度末を目処に景観まちづくり計画を策定し、平成 24 年度初頭からの届出制度運用スタートを目指しています。なお、それまでの間、市民の皆さんへの情報発信や、皆さんからの意見募集（パブリックコメント等）の機会も積極的に確保していきます。

平成 22 年度(今年度)

- 計画素案の作成
- 講演会の開催（1月22日）
- 市民に向けた情報発信（※当パンフレット）
- 計画素案の前半部分に対する市民意見募集（通称“パブリックコメント”。2月下旬）
- 地域別まちづくり会議による議論（3月上旬）
- 有識者による計画素案の審議（3月上旬）



平成 23 年度(来年度)の予定

- 計画素案のとりまとめ
- 景観条例素案の作成
- 有識者による計画素案・条例素案の審議
- 計画素案・条例素案に対する市民意見募集
- 市民に向けた情報発信（パンフレット等）
- 市民や事業者に向けた説明会の開催
- 景観条例の議会上程 など

【このパンフレットに関するお問い合わせ先】

南城市役所 都市建設課 都市計画係 担当：池村
 〒901-0695 沖縄県南城市玉城字富里 143 番地
 TEL:098-948-7146 E-Mail: toshiken@city.nanjo.okinawa.jp

1. 良好な景観形成のための取り組みの状況は？



現在、南城市では、景観法に基づく「景観まちづくり計画」の策定に向けて作業を進めています。この計画では、南城市らしい美しく独特な景観を守り育て未来に継承するため、**皆さんに守っていただく具体的なルール**などを定めます。

2. 景観まちづくり計画で定める「具体的なルール」ってなに？



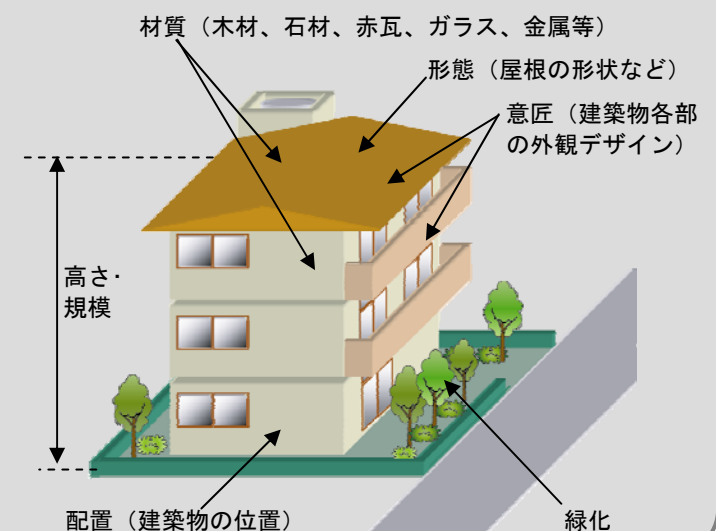
★市への届出を義務づける行為

周辺景観に与える影響が大きい行為（例：大規模な建築物の新築など）は、工事着手の30日前までに、市に届出していただきます。計画では、その行為の内容（種類・規模）を定めます。

★設計上、遵守いただく景観形成基準

市に届出された内容については、景観形成基準（建築物の高さ、色彩など）に照らして、市がチェックを行い、基準に適合していない場合は、改善に向けて指導・勧告を行います。計画では、その景観形成基準の内容を定めます。

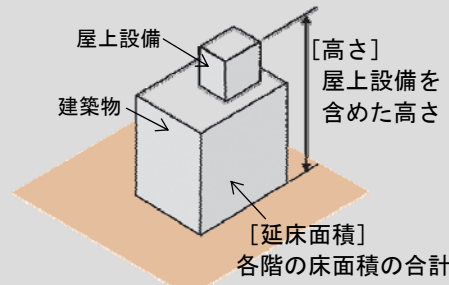
【景観形成基準のメニュー 例】



3. 南城市景観まちづくり計画(素案)の検討状況

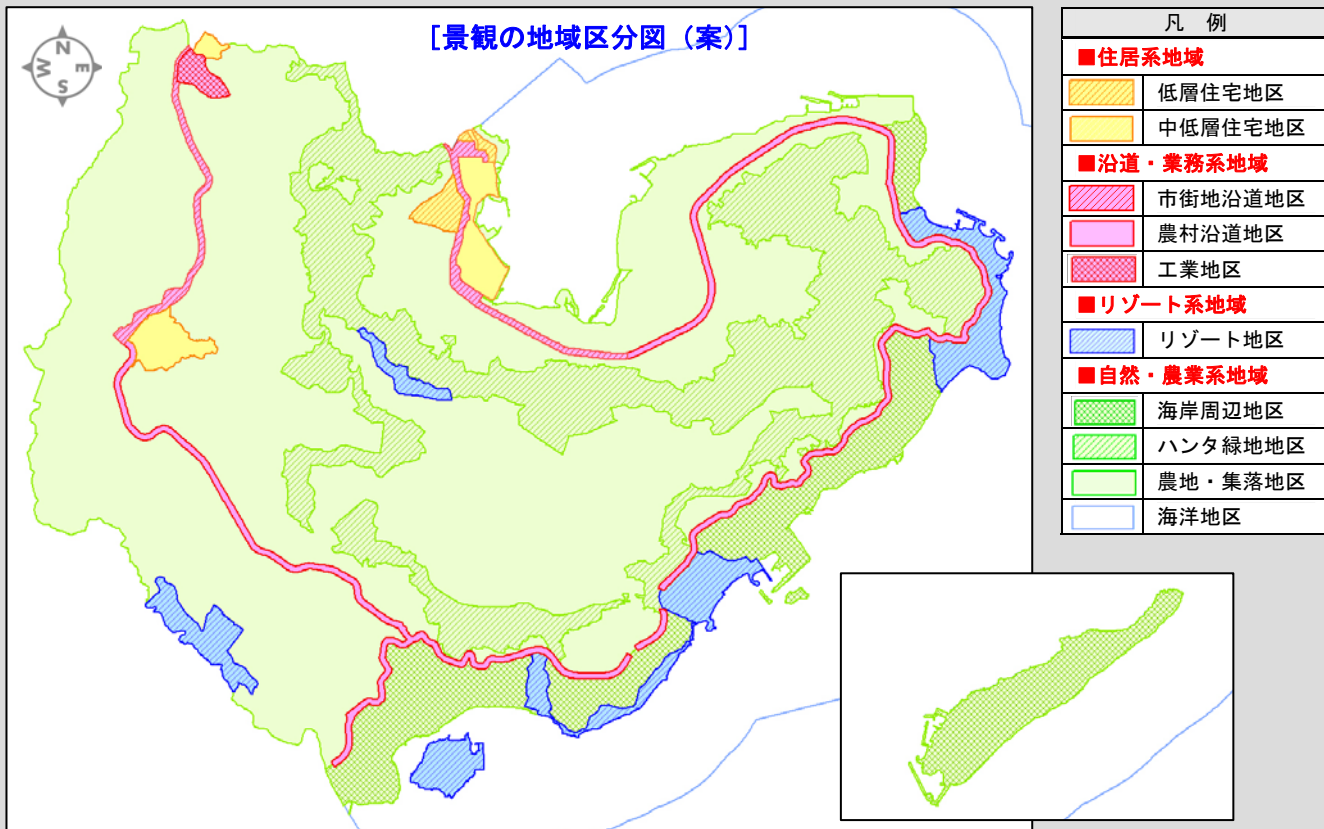
★市への届出対象は…

- 建築物の場合
建築物の新築・増改築等のうち、高さ10mまたは延床面積300㎡を超えるものを届出対象とする予定です。外観の変更の範囲が10㎡を超えるものについても届出対象とする予定です。



★景観形成基準の内容は…

南城市を大きく4つの地域に区分(住居系、沿道・業務系、リゾート系、自然・農業系)し、それぞれで異なる景観形成基準を設定します。なお、地域区分の考え方は、都市計画法に基づく土地利用規制(用途地域、特定用途制限地域、風致地区)の境界との整合性を重視しています。



地域それぞれで良好な景観形成の方針(景観形成上の基本的な考え方)を設定しています。景観形成基準については、この方針に基づき、地域それぞれで内容を定めることになります。

[地域区分]	[良好な景観形成の方針(案)]
住居系地域	①潤いを感じる緑豊かな景観づくり ②整然としたまとまりを感じる景観づくり ③周辺の住宅に気遣いの感じられる景観づくり
沿道・業務系地域	①潤いを感じる通り景観づくり ②通りからの見え方に配慮した景観づくり ③周辺の住宅や自然に馴染む景観づくり
リゾート系地域	①沖縄らしさを感じるもてなし景観づくり ②海と緑の自然に馴染んだ景観づくり ③地域の魅力を引き立て、交流を促す景観づくり
自然・農業系地域	①歴史・文化が薫りたつ景観づくり ②風情や落ち着きを感じる住まい景観づくり ③地形や自然条件を生かした美しい景観づくり

景観形成基準の中身の方向性は、右ページに例示

沿道・業務系地域の景観形成基準(案)

★例えば、国道331号の海沿いでは…



- ①建築物の高さをできる限り抑え(13m以下)、海に向けた広がりある眺望を確保する。
- ②建築物間の空間を広くとり、少しでも海への見通しを確保する。
- ③道路に面した部分は、周辺の植生に配慮した植栽等により修景を図る。

リゾート系地域の景観形成基準(案)

★例えば、知念岬公園周辺では…



- ①大規模な地形の変更を避け、造成法面が長大とならぬよう配慮するとともに、植栽等の修景を図る。
- ②建築物の位置を工夫したり、上層部の規模を抑え、海への眺望・見通しを確保する。
- ③ホテル等では、赤瓦や琉球石灰岩等の自然素材を多用し、沖縄らしさを演出する。
- ④護岸では自然素材を活用するなど、埋立後の状態が自然景観に馴染むようにする。

自然・農業系地域の景観形成基準(案)

★例えば、奥武島を眺望できる海岸周辺では…



- ①建築物の色彩は、鮮やかさを抑え、海や農地の緑に合った使用するなど、自然景観に馴染むよう工夫する。
- ②建築物の高さをできる限り抑え(13m以下)、開けた風景のなかで目立たないようにする。
- ③建築物の位置の工夫や、高さ・規模の調整等をして、海に浮かぶ島の輪郭を損なわないようにする。

★例えば、ハンタ緑地周辺では…



- ①稜線から突出しないよう尾根よりも低い位置・高さにしたり、稜線に馴染むよう緑化や形態意匠等の工夫を行う。
- ②大規模な地形の変更を避け、造成法面が長大とならぬよう配慮する。また、建築物の壁面や敷地を緑化し、背後の緑に馴染むようにする。
- ③グスク等の周辺では、樹木の伐採を避け、一帯の独特な雰囲気を守るとともに、見上げる・見下ろす景観を阻害しないようにする。
- ④建築物の高さを抑え(13m以下)、集落への圧迫感の軽減や、開けた風景の保全を図る。